## 特集 II

工行政監理室
コ（32）6182
市職員の
「地方公務員法第58条の2」および「苫小牧市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条」の規定に基づき，市職員の給与や勤務状況などと公平委員会の業務状況について，市民の皆さんに概要をお知らせします。

## 給与の決定

苫小牧市職員の給与は，生計費をはじめ，国家公務員や他の地方公共団体職員，民間企業の従業員の給与などを総合的に考慮した「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」で定められています。こ れら給与に関する予算は毎年，市議会の審議を経て決定しています。

## 膱員を適正に配置

市職員の定数は，国が示し た定員モデルや他市の状況，市の行政需要を考慮して適正な配置に努めています。

## 服務の状況

平成26年度の服務規律確保の取り組みは次のとおりで す。
服務規律確保の取り組み
（平成26年度）

| 取り組み | コンプライアンス | 綱紀保持など |
| :---: | :---: | :---: |
| 内 容 | 「コンプライアンス指針」に基づき，基本的な事項を意識 して，信頼される職員を育成 することなど | 綱紀の保持，安全運転の励行と交通事故•違反の防止 などの周知徹底 |
| 周知方法 など | 職員の各階層別に実施するコ ンプライアンス研修と，管理職による職場研修の実施 | 所属長または職員 に対する通知 |

服務の根本基準
全て職員は，全体の奉仕者として公共の利益のために鞣し， かつ，職務の遂行に当たっては，全力を学げてこれに専念し なければなりません（地方公務員法第30条）。また，職員には，以下のことが求められています。•法令などと上司の職務上 の命令に従う義務•信用失墜行為の禁止•秘密を守る義務－職務に専念する義務－政治的行為の制限などに関す る規定の遵守

## 勤務時間その他勤務条件の状況

平成27年4月1日現在の一般職員の勤務時間，平成26年度の年次有給休暇取得日数，育児休業•介護休暇取得者数は次のとおりです。

## （1）一般職員の勤務時間

（平成27年4月1日現在）

| 週の勤務時間 | 週388寺間45分 |
| :---: | :---: |
| 勤務日 | 月～金曜日 |
| 勤務時間 | 8時45分～17時15分 |
| 休賏時間 | 12時～12時45分 |

※本庁勤務の場合。 2 交代や 3 交代の場合は週38時間 45 分を原則に割り振り
※休想時間は，労動基準法で定められている休想時間
（2）年次有給休暇
平均取得日数
（平成26年度）
1年度20日付与
9．75 日
現年度分のみ20日を限度に繰り越しが可能
（3）育児休業，介護休暇取得者数

|  |  | （平成26年度） |
| :---: | :---: | :---: |
| 区分 | 育児休業（入） | 介謢休椵（入） |
| 男性 | 0 | 0 |
| 女性 | 28 | 1 |
| 計 | 28 | 1 |

## A 任用の状況

職員の定数は「苫小牧市職員定数条例」で定められて います。平成27年4月1日現在の職員数は1，752人で，平成26年4月1日と比較して14人の増となっています。

## （1）職員数

|  |  | 職員数（人） |  | 対前年増減 （人） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 27年度 | 26年度 |  |
| 一般行政部門 | 議会 | 12 （ 0） | 12 | 0 |
|  | 総務 | 221 （16） | 202 | 19 |
|  | 税務 | 72 （ 0） | 73 | $\triangle 1$ |
|  | 民生 | 194 （ 8） | 198 | $\triangle 4$ |
|  | 衛生 | 81 （ 5） | 83 | $\triangle 2$ |
|  | 労働 | 4 （ 0） | 4 | 0 |
|  | 農林水産 | 5 （ 2） | 6 | $\triangle 1$ |
|  | 商工 | 20 （0） | 19 | 1 |
|  | 土木 | 110 （9） | 112 | $\triangle 2$ |
|  | 小計 | 719 （40） | 709 | 10 |
| 特別行政部門 | 教育 | 125 （ 7） | 131 | $\triangle 6$ |
|  | 消防 | 222 （ 2） | 228 | $\triangle 6$ |
|  | 小計 | 347 （ 9） | 359 | $\triangle 12$ |
| 公営企業 など会計部門 | 病院 | 510 （3） | 484 | 26 |
|  | 水道 | 76 （ 5） | 81 | $\triangle 5$ |
|  | 下水道 | 37 （ 4） | 37 | 0 |
|  | その他 | 63 （ 1） | 68 | $\triangle 5$ |
|  | 小計 | 686 （13） | 670 | 16 |
| 合計 |  | 1，752（62） | 1，738 | 14 |

（ ）は常勤の再任用職員で外数 ※職員数には，特別職，苫小牧港管理組合派遣職員，臨時職員，非常勤職員は含まない
（2）採用者数と退職者数
（平成26年度）

|  | 採用者数（人） | 退職者数（人） |
| :---: | :---: | :---: |
| 一般部局 | $38(34)$ | $65(18)$ |
| 市立病院 | $81(1)$ | $46(0)$ |
| 消防 | $11(4)$ | $16(5)$ |
| 教育委員会 | $4(8)$ | $2(4)$ |
| 合計 | $134(47)$ | $129(27)$ |

（ ）は再任用職員で外数
※平成26年4月1日から27年3月31日までの新規採用者および退職者

## 公平委員会の業務の状況

## 1勤務条件に関する措置の要求の状況

平成26年度においては，前年度からの繰り越しを含めた措置の要求はありませんでした。
※職員は給与，勤務時間その他の勤務条件に関し，市の当局から適当な措置が取られるように公平委員会に対して要求ができます

## （2不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成26年度においては，前年度からの繰り越しを含めた不服申し立てはありませんでした。
※職員は懲戒その他その意に反する不利益な処分に関し，公平委員会に不服の申し立てができます

## H 給与の状況

市職員の給与•主な諸手当の支給状況，期末•勤勉手当の支給割合などをお知らせします。

## （1）職員給与の支給状況

職員給与は，職員に支給される毎月の給料と，扶養手当•住居手当•通勤手当•時間外勤務手当などの諸手当，民間企業の賞与にあ たる期末•勤勉手当などを合わせたものです。
（平成26年度一般会計決算）

| 職員種類 |  | 一般職 | 再任用 | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 職員数（入）© |  | 1，088 | 107 | 1，195 |
| $\begin{aligned} & \text { 給号 } \\ & \text { 額 } \\ & \text { 呆 } \end{aligned}$ | 給料 | 3，932，925 | 202，576 | 4，135，501 |
|  | 諸手当 | 916，963 | 12，845 | 929，808 |
|  | 期末•勤勉手当 | 1，437，505 | 38，176 | 1，475，681 |
|  | 計 B | 6，287，393 | 253，597 | 6，540，990 |
| $\begin{aligned} & \text { 1人当たり給与年額 } \\ & \text { (千円) } \mathbf{B} / \boldsymbol{A} \end{aligned}$ |  | 5，779 | 2，370 | 5，474 |

※特別職は含まない
※諸手当には退職手当を含まない

## （2）一般行政職の初任給と経験年数•学歴別平均給料月額

職員の初任給は，民間企業の水準を考慮して決められている国家公務員の初任給を参考に定められています。経験年数•学歴別の平均給料は下表のとおりです。
（平成27年4月1日現在）

|  |  |  | 初任給 <br> （円） | 10年以上 15年末満 （円） | 15年以上 20年末満 （円） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 大 } \\ & \text { 学 } \\ & \text { 卒 } \end{aligned}$ | 苫小牧市職員 |  | 174，200 | 277，200 | 329，400 | 375，700 |
|  |  | 総合職 <br> （ 1 種） | 181，200 | 289，476 | 336，582 | 379，817 |
|  |  | 一般職 <br> （11種） | 174，200 |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 高校 } \\ & \text { 卒 } \end{aligned}$ | 苫小牧市職員 |  | 142，100 | 235，700 | 284，500 | 331，600 |
|  | 国家公務員 |  | 142，100 | 238，035 | 288，557 | 330，001 |

[^0]
## D 研修および勤務成績の評定の状況

平成26年度の実施状況は次のとおりです。
（1）研修の状況
（平成26年度）

| 区 分 |  |  | 受講者数（人） | 内 容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 職場研修 | 集合研修 | 基本研修 | 392 | 新採用基礎•継続，一般職員 I ～III，監督者 I～II，新任管理職など |
|  |  | 特別研修 | 835 | 情報セキュリティ，普通救命講習など時宜にかなった研修，専門•実務的知識の取得など |
|  | 派遣研修 | 研修専門機関研修 | 26 | 市町村職員中央研修所，全国建設研修センター，北海道市町村職員研修センターなど |
|  |  | その他 | 3 | 国内都市派遣 |
| 職場研修 | 集合研修 |  | － | 77職場 478件 <br> （各職場内で企画実施） |
|  | 派遣研修 |  | 613 | 59職場 <br> （道庁，胆振総合振興局など） |
| 自主研修 |  |  | 64 | 通信教育，自主研究グループ |

## （2勤務成績の評定の状況

平成26年度においては，年1回（1月），職級昇任（現在の級よ りも上位の級に任命すること）の対象者に対し，上司による評価を行いました。また，管理職を対象として，人事評価を実施しました。

## E 分限および㴔戒の状況

平成26年度の分限および懲戒の状況は次のとおりです。
（平成26年度）

| 区 分 | 人数（人） |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 降給 | 0 |
|  | 降任 | 0 |
|  | 休職 | 16 |
|  | 免職 | 0 |
|  | 計 | 16 |
| 懲戒処分者数 | 戒告 | 9 |
|  | 減給 | 2 |
|  | 停職 | 0 |
|  | 免職 | 0 |
|  | 計 | 11 |

## F 福祉および利益の保護の状況

## （1）厚生制度

職員住宅の貸付け，保健室•休養室•休想室の設置，健康診断の実施，作業服などの貸与をしています。また，全職員加入の苫小牧市役所職員福利厚生会（会員数1，521人）では，メンタルヘルス，健康教室などのセミナー開催，人間ドックなどの健診助成，保養所利用助成，港まつりへの参加などを行っています。

## （2）共済制度

職員とその家族の病気などによる健康保険，退職後の年金給付，住宅資金などの貸付けを行っています。

## 3 3 災害補償制度

職員が公務上で災害を被った場合の補償を行っています。（平成 26 年度の公務上の災害件数 $=$ 公務災害 9 件，通勤災害 1 件）

## （7退職手当の支給状況

退職手当の支給割合は，勤続年数や退職理由により下表［表1］ のとおり定められています。平成26年度の退職者数と平均支給額は下表［表2］のとおりです。
［表1］
（平成27年4月1日現在）

| 勤続 <br> 年数 | 苫小牧市職員 |  | 国家公務員 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 自己都合 | 勧奨•定年 | 自己都合 | 勧奨•定年 |
| 20年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 |
| 30年 | 36.105 月分 | 42.41250 月分 | 36.105 月分 | 42.41250 月分 |
| 35年 | 41.325 月分 | 49.59000 月分 | 41.325 月分 | 49.59000 月分 |
| 最高限度 | 49.590 月分 | 49.59000 月分 | 49.590 月分 | 49.59000 月分 |

［表2］
（平成26年度決算）

| 退職理由 | 人数（人） | 平均支給額（千円） |
| :---: | :---: | :---: |
| 自己都合 | 35 | 1,289 |
| 勧奖•定年 | 81 | 22,633 |

※人数は退職手当の該当者数（死亡退職を除く）

## 8主な諸手当の支給状況（給与）

主な諸手当については次のとおりとなっています。 （平成27年4月1日現在）

| $\left\lvert\, \begin{array}{\|l\|} \hline \text { 区 } \\ \hline ⿱ 八 刀 \end{array}\right.$ | 支給基準 |  |  |  | 月額（円） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 苫小牧市職員 | 国家公務員 |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 攁 } \\ \text { 当 } \end{array}$ | 配偶者 |  |  |  | 13，000 | 13，000 |
|  |  |  | 配偶者がある場合 |  | 6，500 | 6，500 |
|  |  | 会 | 配偶者がない場合 |  | 11，000 | 11，000 |
|  |  |  | 2人目以降 |  | 6，500 | 6，500 |
|  |  | 16 歳か | 22 歳䊽の | 子の加算 | 5，000 | 5，000 |
| 䘄 | 借家など支給対象家賃額 <br> （市）7，001円以上 <br> （国）12，001円以上 |  |  |  | $\begin{gathered} \hline 1,000 \\ 2 \\ 27,000 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 100 \\ l \\ 27,000 \end{gathered}$ |
|  | 持家 |  |  |  | 0 | 0 |
|  | 自家用車などの利用者 |  |  | 距離（片道） | 2．0km以上 | 2．0km以上 |
|  |  |  |  | 金 額 | $\begin{gathered} 2,000 \\ 1 \\ 31,600 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 2,000 \\ 1 \\ 31,600 \end{gathered}$ |
|  | 交通機関利用者限度額 |  |  |  | 55，000 | 55，000 |

（平成26年度一般会計決算）

| 区 分 |  |  | 全職種 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 特殊 } \\ & \text { 勤務 } \\ & \text { 干光 } \end{aligned}$ | 職員全体に占める手当支給職員の割合 |  | 39．7\％ |
|  | 支給対象職員1人当たりの平均支給年額 |  | $30 千 円$ |
|  | 手当の種類（手当数） |  | 15種類 |
|  | $\begin{gathered} \text { 代表的な } \\ \text { 手当の } \\ \text { 名称 } \end{gathered}$ | 支給額の多い手当 | 出動待機手当 |
|  |  |  | 出動手当 |
|  |  |  | 業務手当 |
|  |  | 支給対象職員の多い手当 | 出動手当 |
|  |  |  | 出動待機手当 |
| $\begin{aligned} & \text { 時間外 } \\ & \text { 勤務 } \\ & \text { 手当 } \end{aligned}$ | 25年度 | 支給総額 | 319，454千円 |
|  |  | 職員1人当たり支給年額 | 316千円 |
|  | 26年度 | 支給総額 | 303，462千円 |
|  |  | 職員1人当たり支給年額 | 295千円 |

※出動待機手当＝隔日勤務を命じられた消防職員への手当出動手当二消火作業または救急業務に従事した消防職員への手当業務手当 $=$ 生活保蒦，市税の賦課および収納などに従事する職員 $へ$ の手当

## （3）職務級別平均給料月額（一般会計）

職員の給料月額は，職務の複雑•困難•責任の度合いに応じて級別に分類され，給料表によって定められています。
（平成27年4月1日現在）

| 職務 | 給料表の <br> 適用級 | 職員数 <br> （人） | （構成比） | 平均年齢 | 平均給料 <br> 月額（円） |
| :---: | :---: | ---: | :---: | :---: | :---: |
| 主事•技師 | 1 級 | 149 | $(13.9 \%)$ | 23歳 3月 | 175,381 |
| 主事（高度） <br> 技師（高度） | 2 級 | 283 | $(26.4 \%)$ | 30 歳 0 月 | 228,671 |
| 係長•主査•主任 | 3 級 | 242 | $(22.6 \%)$ | 39歳 1 月 | 310,879 |
| 係長（困難） <br> 主任（困難） | 4 級 | 237 | $(22.1 \%)$ | 51 歳 0 月 | 379,777 |
| 課長補佐 | 4 級 | 37 | $(3.4 \%)$ | 46歳9月 | 364,470 |
| 課長•主幹 | 5 級 | 91 | $(8.5 \%)$ | 52歳10月 | 395,155 |
| 次長 | 6 級 | 19 | $(1.8 \%)$ | 54歳 9月 | 408,865 |
| 部長 | 7 級 | 15 | $(1.4 \%)$ | 57歳 1 月 | 434,090 |
| 計 | - | 1,073 | - | 39歳 1 月 | 298,052 |

※管理職は課長補佐職以上 ※再任用職員を除く

## 4 ラスパイレス指数（給与水準）

ラスパイレス指数とは，国家公務員の給与水準を100とした場合に おける地方自治体職員の給与水準を示したものです。本市は，平成 26年4月現在 98.9 であり平成 25 年度か50．1ポイント増となっていま す。下表は全国，道内の市との比較です。
（各年4月1日現在）

| 区分 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 苫小牧市 | $107.0(98.9)$ | $106.9(98.8)$ | 98.9 |
| 道内10万都市平均 | $105.2(97.3)$ | $105.2(97.2)$ | 97.8 |
| 全国地方公共団体 | $107.0(98.9)$ | $106.9(98.8)$ | 98.9 |

※平成24，25年の（ ）は国家公務員の「給与改定•臨時特例法」 による減額が無かった場合の値

## （3）特別職の給料•報酬

特別職の給料•報酬は市議会の審議を経て「苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例」で定められています。財政健全化緊急対策 などにより，平成12年1月より減額措置を行っており，平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り給料月額は，市長およ び副市長ならびに常勤監査委員は $7 \%$ の減額となっています。
（平成27年4月1日現在）

| 区分 |  | 苫小牧市 月額（円） | 道内10万都市平均 月額（円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 給料 | 市 長 | 911,400 | 921,244 |
|  | 744,000 | 773,957 |  |
|  | 議 副議長 | 520,000 | 606,477 |
|  | 議 員 | 440,000 | 546,100 |

## ©期末•勤勉手当の支給割合

民間企業の賞与にあたる期末•勤勉手当は，給料と扶養手当の合計を基礎にして定められています。
（平成27年4月1日現在）

| 区分 | 苫小牧市職員 |  | 国家公務員 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 6 月 | 1.475 月分 | 0.525 月分 | 1.225 月分 | 0.750 月分 |
| 12月 | 1.575 月分 | 0.525 月分 | 1.375 月分 | 0.750 月分 |
| 計 | 3．050月分 | 1.050 月分 | 2．600月分 | 1.500 月分 |

[^1]
[^0]:    ※国家公務員（大学卒）の経験年数別給料月額は総合職と一般職の平均

[^1]:    ※職務の級などに応じた加算措置がある

